

介護保険からのお知らせ

介護保険料 減額制度

65歳以上の方で収入が少ない方は、申請により第1段階の介護保険料額に減額されます。

・該当条件

この制度に該当する方は、介護保険料の第1段階（生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者）又は第2段階（市民税非課税世帯で老齢年金・退職年金などの課税年金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方）に当てはまらない方で、世帯全員の年間収入額の合計が世帯人数ごとに定めた金額以下で、かつ、世帯全員の預貯金額の合計が世帯人数ごとに定めた金額以下である世帯に属

する方です。第2段階の方は第1段階と同額ですので、減額には該当しません。

区分	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人世帯	120万円以下	120万円以下
2人世帯	170万円以下	170万円以下
3人世帯	220万円以下	220万円以下

※以降世帯員が1人増えるごとに50万円を加算します。

この年間収入額とは、次のものの合計です。

- ・年金の年額、定額の仕送り金、その他の継続的な収入
- ・不動産の固定資産評価額（自己居住用ものは除きます）

・減額内容

介護保険料の所得区分に応じた保険料額から第1段階の保険料額に引き下げとなります。（年度の途中で申請した場合は、月割りとなります）

・申請方法

介護保険料の納入通知書が送付された6月末までに申請書に収入状況等申告書を添えて介護保険担当窓口で申請してください。また、預貯金額等については、金融機関等に照会しますその承諾書も必要です。

平成18年度分から、障害年金や遺族年金のみの方で世帯全員が市民税非課税の場合第2段階となりますので、減額申請の必要はありません。

申請や相談の際には、次のものを用意してください。

- ・年金支払通知書や給与支払通知書など収入額のわかるもの
- ・預貯金の金額のわかるもの
- ・固定資産納税通知書など固定資産の評価額のわかるもの
- ・印鑑

介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険料の納付はお済みですか。年金天引き以外の方で、災害などの特別な理由もなく保険料の未納があると、将来、介護サービスの利用時に保険給付の制限を受けることがあります。未納の方は、至急納めてください。

問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険管理係

☎24-2111

内線462番



要支援認定者の 介護サービス利用

平成18年4月から介護保険法が改正され、「要支援」の認定を受けた方は、介護予防サービスの利用となる場所ですが、紋別市の場合、介護予防サービスの開始時期は平成19年4月からとなりますので、「要支援」の認定を受けた方は、平成19年3月までは今までどおりの介護サービスが利用できます。

福祉用具購入の 方法が変わります

「福祉用具購入」は、要介護認定や要支援認定を受けた方が入浴や排泄などの日常生活の介護を助ける用具として腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具を購入した場合、年間10万円を限度として費用の9割を支給するサービスです。

これらの福祉用具の購入にあたって、今までは販売

業者については特に限定されていませんでしたが、本年4月からは、自立支援に十分な効果を上げる観点から事業者の登録制度が導入されることになりました。

購入にあたっては指定居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）に相談の上、特定福祉用具販売事業所として登録されているかどうか事前に確認してください。なお、登録されていない事業所より購入された場合は、介護保険から購入費が支給されませんのでご注意ください。

福祉用具の貸与の 対象者が変わります

要介護認定や要支援認定を受けた方のうち要介護度の軽い「要支援認定」や「要介護1認定」を受けた方の「福祉用具の貸与（レンタル）」については、これらの方の自立支援に十分な効果を上げる観点からその状態像からみて利用が想定しにくいものとして、次の品目は、本年4月以降、原則

介護保険給付の対象外となります。

ただし、既に福祉用具の貸与を利用されている方については、平成18年4月1日からの6か月間は今までどおり利用できます。

- ・特殊寝台（付属品を含む）
- ・車いす（付属品を含む）

介護保険制度に新たな 事業が創設されます

地域支援事業の創設

4月からの介護保険法改正により、従来からの介護サービスとは別に、高齢者等の介護が必要となることを予防し、出来る限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するため、介護保険制度内に地域支援事業が創設されました。

地域支援事業には、従来から実施している老人保健事業や福祉サービス等を再編し、効果的なサービスを提供するものとして、全て

床ずれ防止用具及び体位変換器・認知症老人はいかい感知器・移動用リフト

問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険給付係

☎24-2111

内線470番

の市町村が実施する事業（介護予防事業・包括的支援事業）と市町村が独自に実施する任意事業があります。

事業の内容については、5月号以降で順次掲載する予定ですが、その内容を知りたい方や、高齢者保健福祉に関する相談など、随時

応じていますので、気軽に

問い合わせください。

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者福祉係

☎24-2111

内線273・394番